

電波監理審議会（第1091回）議事録

1 日時

令和3年6月9日（水）10：00～11：41

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
犬童 周作（総務課長）、内藤 新一（国際放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、
吉田 正彦（総務課長） 布施田 英生（電波政策課長）、
片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）、
荒木 智彦（基幹通信室長）、翁長 久（移動通信課長）、
田中 博（移動通信企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項 (総合通信基盤局)			
①	電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入)		
	(諮問第12号)	2
②	周波数割当計画の一部を変更する告示案 (高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入)		
	(諮問第13号)	2
③	無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 (新 スプリアス規格への移行制限の延長)		
	(諮問第14号)	13
(3) 報告事項 (総合通信基盤局)			
①	伝搬障害防止区域の指定状況等	25
②	令和2年度5G基地局の開設状況	28
(4) 報告事項 (情報流通行政局)			
	情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会の開催		
	38
5. 閉	会	42

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の6月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項3件、報告事項3件となっております。

それでは、諮問事項の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入)

(諮問第12号)

- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入)

(諮問第13号)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問第12号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入）及び諮問第13号、周波数割当計画の一部を変更する告示案（高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入）につきまして、片桐基幹・衛星移動通信課長及び布施田電波政策課長から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 皆様、おはようございます。基幹・衛星移動通信課長の片桐でございます。

今、日比野会長からお話のあったとおり、諮問第12号でございまして、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入）につきまして、説明資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

それでは、概要に沿って説明させていただきますので、3ページ目をおめくりいただけますと幸いです。

Ku帯非静止衛星通信システムの導入、高度約500kmでございます。昨今の小型衛星の実用化が比較的容易になったことがございまして、多数の小型衛星を連携させて一体的に運用する「衛星コンステレーション」を構築し、遅延時間の少ない高速大容量通信などの多様なサービスを提供することが可能となっております。

このような中で、高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによる非静止衛星通信システム、こちらは、米国スペースX社のスターリンクのサービスになりますけれども、令和3年にサービスを開始する予定でございまして、これを可能とするために、情報通信審議会において技術的条件の検討を行ってまいりました。今般、これを受けまして制度整備を行う予定でござ

います。

システムの概要ですが、本システムは、軌道上に合計4,408機の小型衛星を配置した衛星コンステレーションでございます。全世界でブロードバンドサービスが可能になるというものでございます。現在1,600機ほどの衛星が打ち上がっております。ユーザーと通信をするサービスリンクの周波数は、Ku帯と呼ばれる10GHz帯を用いております。

続きまして、4ページ目をおめくりいただきたいのですが、利用シーンでございます。

こちらは、今般のKu帯非静止衛星通信システムでございますが、法人・官公庁向けのBCP用途、それから携帯電話不感地帯における基地局バックホールやインターネット接続の提供、それから航空機、海上などへのブロードバンド通信サービスの提供が利用シーンとして検討されております。

ユーザー端末は、写真はありませんが、フェーズドアレイアンテナを用いた複数の端末の開発が進められているところでございます。

続きまして、今般の省令改正案の概要でございます。

資料の5ページで、今回の省令改正においては、当該システムを導入するために5本の省令を改正する予定となっております。このうち、無線局免許手続規則を除く4つの省令が必要的諮問事項を含むものとなります。また、関連告示の改正・制定も予定しております。

省令の主な改正点でございますけれども、まず、電波法施行規則の関係ですが、こちらは包括免許の付与を可能とするための規定の整備で、特定無線局の対象に本システムを追加することとしております。それから、無線局手続規則でございます。こちらは、申請様式の整備を行うものでございます。こちらは必要的諮問事項ではございません。それから、無線局運用規則でございますが、当該システムの無線局について、送信空中線の最大輻射の方向の仰角、そ

れから電力束密度に関する規定を追加しております。無線設備規則関係ですけれども、当該システムの無線設備について、技術基準を追加しております。それから最後の、特定無線局の技術基準適合証明等に関する規則ですが、こちら当該システムの無線設備を技術基準適合証明等の対象に追加しております。

6 ページ目でございますが、こちらは同時に改正する告示案で、4 本の告示を改正・制定する予定でございます。

7 ページ目から 10 ページ目にかけては、今回の省令改正等に関する意見募集を行った結果でございますが、本年 3 月 9 日から 4 月 7 日まで実施いたしました。その結果、5 者から 15 の意見が提出されております。

5 者のうち、賛同 1 件、また、今後の宇宙利用の在り方についてというような大きなテーマのものもございますが、意見が多かったものが、静止衛星事業者、スカパー J S A T 株式会社と B - S A T 株式会社でございますが、こちらにつきましては、I T U のルールで、今般の衛星コンステレーションシステム、つまり非静止衛星通信システムが静止衛星システムに電波の混信等を与えることがないようにということが定められておりますので、この趣旨に沿って意見が出てまいりまして、当該意見、御指摘を踏まえまして、必要な修正を行っているところでございます。

資料の 13 ページ以降につきましては、参照条文、諮問書案、改正省令案について添付してございます。

以上が本改正案の内容でございますが、今回答申をいただきましたら、速やかに省令改正を行いまして施行する予定でございます。

以上、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○布施田電波政策課長　続きまして、諮問第 13 号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして、電波政策課から説明をさせていただきます。

諮問第 13 号の説明資料を御覧ください。

そちらの2ページ目になります。

2ページ目の中ほどに、周波数割当計画のうち周波数割当表の抜粋を載せてございます。14から14.5GHzの割当表を載せてございます。そこに、赤字でございますが、J207という脚注がございます。現在、この脚注では、航空機地球局が固定衛星業務における宇宙局と通信することができると書いてございます。先ほどの諮問第12号のシステムの御説明にもありまして、この衛星コンステレーションシステムは陸上、海上などの移動地球局も固定衛星業務の宇宙局と通信することになりますので、その下にあります変更後というところでございますが、移動衛星業務における携帯移動地球局及び航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができると改正するものでございます。

この改正案につきましては、今年の3月9日から4月7日まで意見公募の手続を行いましたが、意見はなかったところでございます。

本日、答申をいただきましたら、速やかに施行に向けて手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様、御質問、御意見等よろしく申し上げます。

それでは、兼松会長代理からお願いしてよろしいですか。

○兼松代理 ありがとうございます。片桐課長、布施田課長、御説明どうもありがとうございました。

拝見しましたところ、諮問第12号のほうにつきましては、パブリックコメントで相当細かい修正の提案とか要望が出ておりまして、それに対しまして、こういうふうには修正しますということを回答されることになっているということで、これいわゆる技術的な問題で、実際の、例えばスカパーJSATさんの

御指摘はもっともであるということで適宜修正されたというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。御指摘のとおり、今回の意見募集とその結果につきましては、幾つかの修正を行ってございます。ちなみに、省令案の修正というのは少なく、大部分が、この省令の下にあります電波法関係審査基準の改正でございますが、こちらにつきましては、委員のおっしゃったような法技術的な訂正でございますとか、あるいは多かったのは、今回の省令等改正につきましては、もともと情報通信審議会では技術的条件の検討を行った結果を反映するような改正案になっているのですけれども、一部補足をするような形であったり、あるいは明確化を図るというような趣旨から必要な修正を行わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。特に衛星放送会社としては、衛星同士の混信というのを非常に懸念しておられるのかなというふうに思いましたけれども、今回の必要な手続を行うことによって、衛星同士の混信というのは起こらないようにきちっと仕組みを整えていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 御指摘のとおりでございます。特に静止衛星に対して混信を与えないようにというような趣旨の修正を行ってございますので、有害な混信を与える可能性がある運用を行うことはないというふうに考えております。

○兼松代理 どうもありがとうございました。了解いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、林委員はいかがでしょう
か。

○林委員 ありがとうございます。諮問事項につきましては結構なことである

と賛同するものでございますが、通信衛星コンステレーションの事例については、KDDIのイリジウムによるサービスであるとか、さきほど御言及のあったSpace X社によるStarlinkのサービス提供であるとか、今後もアマゾンやOneWebによる開発導入が進められていると承知しておりますが、普及のポイントは、伝送速度と費用だと思います。Starlinkの伝送速度は下り100Mbps／上り20Mbpsとスピード的には、イリジウムなどとくらべるとハイスピードになっていますが、課題は、端末価格や初期導入費用の問題と、月額利用料金の高さです。Starlinkですと初期費用としてアンテナやルーター等Starlink kitの費用が499ドル、月額料金が99ドルというように、低廉なサービスというにはまだ程遠いかな思っております。このあたり、利用者が増えてサービスが普及すれば、もっと安くなっていくのかもしれませんが、モバイルブロードバンド、更には衛星ブロードバンドも選択に加えて、ブロードバンド基盤整備を検討していくことが、総務省のユニバの検討会でも議論されておりますので、今後のサービスの普及導入にあたっての課題をうかがえればと存じます。

以上です。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。御指摘のとおり、普及のためには、初期費用、それから月額利用料といったものが非常に大切になってまいります。こちらにつきましては、お調べいただいたとおり、今現在米国でベータサービスというものを行ってましますけれども、初期費用500ドル程度、それから月額利用料99ドルということで聞いてございますので、携帯電話並みとはいきませんが、以前のこれまでの衛星通信のサービスから比べると安くなっているということが1つ言えるかと思えます。

また、サービス対象エリアが、携帯電話不感地帯である、例えば日本では相当の国土というものが携帯電話の不感地帯になってございますけれども、こち

らに対して非常に高速のブロードバンドを提供できるというようなことがあります。特に要望の強かった船舶、それから航空機につきまして、これまでより非常に低廉で高速なサービスの実現が期待されていますので、こちらの引き合いのほうも非常に大きいのかなというふうに思っています。

ですので、携帯電話の普及しているところについては災害用途というところがございませけれども、その他の地域につきましては、十分にこちらのサービスが普及するのではないかと考えております。ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。さらに競争事業者が市場に入ってくれば、さらなる低廉化というのも期待できるのかなというふうに思いますけれども、もう一つ、この普及のエリアなんかの拡大に当たっては、衛星の機数、これがどれぐらい増えていくかというのも非常に重要になってくると思うんですけども、Starlinkなんか飛ばしている衛星機数というのは非常に多いようですけれども、今後もこういった形の飛ばしていく衛星機数というのは順調に増えていくというお見通しでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。スターリンクにつきましては、合計4,408機と非常に機数が多くなっております。他の計画では、500機、600機程度とか、様々な計画がありますが、4,408機のうち現在1,700機ほど打ち上がっておりまして、多い月は約300機など、順調に打ち上がっている状況でございます。また、実際にベータサービスを提供しているということです。衛星の機数が多ければ多いほど緻密にカバーできて、より高速なブロードバンド提供が可能になるということでございますので、引き続きこのペースを維持してもらいたいというふうに考えています。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。承知いたしました。失礼いたします。

○日比野会長 それでは、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます、長田でございます。今の続きのような質問になるんですけれども、令和3年にサービスを開始ということで、もうすぐなんだろうと思うんですけれども、その複数のユーザー端末の開発が進められているというふうに資料にあるんですけれども、これはもうそれに間に合うような形で端末が使えるようになるという予定ということなのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。林委員からも御指摘がありましたけれども、最初のフェーズドアレーアンテナ及びその附帯設備はもうできておまして、そちらは実際に米国市場で入手することが可能になっております。

端末につきましては、より利便性の高いものということが、これからマーケットに出ていくということが予想されております。

なお、現在出ているアンテナは48センチと非常に小さなアンテナでございまして、そういった意味でも、これからよりよい端末というものが出てくるというふうに期待しております。

○長田委員 ありがとうございます。分かりました。

○日比野会長 それでは、笹瀬委員、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。どうもありがとうございました。質問は2つです。

1つ目は、これはとても良いシステムですが、導入されるとすると、どのようなユーザーの利用が最も多いと思われませんか。不感地帯などでの特殊用途に使うのか、あと航空機などで利用されるのでしょうか。現状では、ブロードバンドの利用が最も難しいのは、船舶とか航空機だと思いますが。ユーザーのニーズなどに対して、どのように予測をされていて、国としては、利用促進に対して、何かサポートやエンカレッジするような仕組みをつくられることをお考えなのでしょうか。それが1つ目の質問です。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 では、最初の質問にお答えいたします。

委員御指摘のように、このスターリンクなどの衛星コンステレーションのサービスは、低軌道でぐるぐる地球をたくさんの衛星が回っているものでございますので、可能性としては世界全域を網羅することができるものです。

日本においても、当然都市部、それから不感地帯を含め、あるいは海上、航空機につきましても利用可能というようなことで、非常に面的にはカバーが高いというふうに思われます。

都市部とか携帯電話が届く場所においては、価格面での優位性とか、慣れ親しんでいるとかということもございまして、衛星はB C P用途ということに主になっていくのだろうと思いますが、携帯電話の不感地帯につきましても、やはり極めてニーズが高いというふうに考えてございまして、テレビでも「ボツンと一軒家」というようなものもありますけれども、そういったところとか、あるいは登山道とか海辺ですとか、いろんなところで携帯電話の電波が届かないようなところでの利用というものが、まずニーズとしてあると思います。

一番切実だと思われまますが、やはり海運とか漁業とか、船舶関係です。これにつきましても、実は様々な要望がこれまでも寄せられてございまして、W i - F i の接続を求めてタンカーがさまよって座礁したというような事故もあるぐらいで、非常に船舶におけるブロードバンドニーズというのは高いというふうに考えております。

あと、航空機につきましても、非常に最近、機内のサービスが充実されていきますけれども、今までの静止衛星だけの利用では、やはり速度とかいろんな面で及ばない面がございますので、こちらのブロードバンドニーズというものもそれなりにあるのだろうと思っております。

以上、お答えになっておりましたら幸いです。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。それでよく分かりました。

もう1点は、航空機や船舶の利用に関しては、審査基準の際等に、日本の国

内、および日本領海と領空だけに限定されるのでしょうか。つまり、他国の地上業務等の保護は特に考えてないという理解でよろしいですか。また、ほかの国とは、どのように整合性を取っておられるのでしょうか。飛行機や船もどこにでも行くことができますので。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。船舶と航空機につきましては、本省令案においては、領海領空の中という整理をしております。

ただ、将来的には、公海上の、例えば運用につきましては、他国に対して有害な混信を与えない限りは可能であるというふうに思っております。ここは、今後様々な国が、今般のような導入をする、あるいは同じ周波数帯を別の用途に使っていないかどうかというようなことも含めて、国際的な整合性というのが図られていくと思いますが、ITUにおけます周波数の分配上は、こちらの衛星通信ということになっておりますので、恐らく大きな問題というものは公海上においては起きないのではないかとこのように思っております。

○笹瀬委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。最後、日比野ですけど、諮問事項に対しましては、もちろん様々な利用シーンでの活用が期待されるということで全く異論はございませんし、結構なことだと思います。

その上で、1つ質問です。たまたま今朝の日経新聞に、ソフトバンクが高度衛星通信活用によりIoT利用料を10分の1にと、大きな見出しで出ていましたが、一企業として、米国の新興企業のスカイロと資本業務提携という形で、この高度衛星を活用して通信コストを劇的に下げようというチャレンジのようです。新聞によれば実用はそれほど先ではなく、2022年にもということなので、来年にもサービスを始めようという記事でした。私は素人ではありますが、これから衛星通信サービスの領域というのが急ピッチでいろいろ進んでいくんだろうなというような印象を持ったのですが、今回のコンステレー

ション等、宇宙に関連した制度改正というのが様々出てくるんだろうと思うわけです。報道によれば、ソフトバンクは宇宙通信サービスの拡充を急ぐと出ていますが、日本の国としての戦略的対応や後押しが、この宇宙衛星の領域において何かあるのかどうか、直接この諮問事項とは関係ないのですが、教えていただければと思います。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。会長御指摘のように、非常に宇宙通信をめぐる状況は日進月歩でございまして、いろいろな使い方、今回の衛星ブロードバンドもそうですけれども、衛星IoTですとか、そういったサービスも非常にこれから動きが活発になってくるということは承知しております。

低廉化ということもありますし、また、我が国における対応というものも、国産の衛星コンステレーション等を持つべきではないかというような議論も実は政府内でも出ておりまして、必ずしも国産にこだわる必要があるのかどうかというところはありますけれども、それなりの問題意識を持っておりまして、来年度の成長戦略などにもそういったことを反映されているということでございます。また、日本のベンチャーでも、小規模ではございますけれども、数十機の自らの衛星を打ち上げて、コンステレーションや衛星IoTを行いたいというようなところがありまして、内閣府の宇宙開発戦略推進事務局などとも一緒に、そういったところをどんなことができるか後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

あと、ちょっと付言になりますけれども、いわゆるBeyond 5G、6Gの時代になりますと、シームレスでインクルーシブなサービスということで、陸上と衛星・宇宙空間というふうに今まで分けられていたものが一体となって運用されているという構想がございまして、そういった意味でも様々な電波利用や通信ということが想定されておりますので、こちらのほうもしっかり研究開発

ですとか様々な検討を行っていきたいと思っております。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

一通り皆様から意見、御質問をいただきましたが、追加で何かございましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

それでは、確認させていただきます。諮問第12号及び第13号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

○兼松代理 はい、結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

○笹瀬委員 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

○長田委員 賛成です。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 片桐課長、ありがとうございます。布施田課長、ありがとうございます。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 失礼いたします。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案（新スプリ
アス規格への移行制限の延長）

(諮問第14号)

○日比野会長 それでは続きまして、諮問第14号、無線設備規則の一部を改

正する省令の一部を改正する省令案（新スプリアス規格への移行制限の延長）
について、布施田電波政策課長から説明をお願いします。

○布施田電波政策課長 電波政策課の布施田でございます。

諮問第14号につきまして、御説明させていただきます。

諮問第14号の説明資料を御覧ください。その3ページ目でございます。

まず、スプリアス発射でございます。こちらは、免許されている周波数帯域よりも外側に出てしまう不要な発射のことを指すものでございます。

上の枠に書いてございますが、スプリアス発射は、不必要なものであるばかりではなくて、他の通信に有害な混信を与えることもございますので、このスプリアス発射の強度を最低の量に制限する必要がございます。無線設備規則、省令でございますが、ここでITUの定める無線通信規則、これが国際規格になります。国際規格を踏まえてスプリアス発射の強度の許容値を規定しているところでございます。今回は、この無線設備規則の許容値に関する規定を改正するものでございます。

4ページ目を御覧ください。

改正の背景でございます。

国際規格の改正を受けまして、無線設備規則に規定しておりますスプリアス発射の許容値を改正して、平成17年12月1日から新しい許容値が適用されています。改正前の古い許容値につきましては、令和4年11月30日まで適用可能という経過措置を設定しているものでございます。

これまでに、無線局のおよそ8割に当たります約215万局は、新しい規格、新スプリアス規格のほうに移行が完了しているところでございます。しかしながら、昨今のコロナ禍の社会経済への影響がありまして、免許人の方々、特に鉄道ですとか漁船に無線局を積んでいらっしゃる方々が、移行作業に遅れが生じている状況がございます。

また、昨年の秋に無線機をつくるのに必要な半導体をつくっている半導体製造事業者の工場が火災に遭いまして、製造側の供給が細っているということの事情もございます。そのような事情のため、新スプリアス規格への移行は引き続き働きかけていきますが、移行期限の延長を行う改正をさせていただきたいと考えてございます。

改正の概要でございますが、設備規則の附則の第3条と第5条を改正いたします。

下側に改正のポイントが2つございます。まず1つ目が、経過措置の期限を「令和4年11月30日」から「当分の間」に改正をいたします。また、改正ポイントの2つ目でございますが、令和4年12月1日以降、今回の期限を延ばした以降につきましては、その古い規格を使っているものについては、無線局の運用に妨害を与えない場合に限り使用することができるという条件をつけることにいたします。

同じページ、4ページの右側の下に、その新スプリアス規格の移行の状況を図示してございます。左側の全体無線局数の中の青色の部分、約8割近くの方は、既に新スプリアス規格に移行してございます。まだ2割の方が残ってございます。その内訳が右側の表でございまして、御覧になるとおり、上の橙色のところ、これはアマチュア無線局がまだ18万局ぐらい残ってございます。青い部分の陸上移動局が34万局残っています。この中は、大体簡易無線と国等が使用する公共業務用の無線、その他バス、トラック、警備会社等が使用している一般業務用の無線、この3つが大部分占めているところでございます。

次のページ、5ページ目を御覧ください。

旧規格が使える使用期限のイメージでございます。

新しい規格は2005年から施行されてございます。古い規格での新しい免許は、2017年からは認めていなかったものでございます。古い規格の経過

措置としては、15年間使用ができたということでございます。右側に縦に赤い線が引いてございますが、ここが現在設定されている移行期限でございます。今回これを超えても無線設備が使えるようにするというものでございます。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限るというふうに条件を付けるものでございます。

下側は2つに分かれてございますが、無線局の免許局にも適用いたしますし、免許不要の局につきましては、技術基準適合証明等の表示の効力を延ばすということで対応してまいります。

飛びまして、7ページ目を御覧ください。

この改正案につきまして、意見公募の手続を行いました。3月27日から4月26日まで1か月間行いまして、全体で175件の意見をいただきました。そのうち65%の方からは賛成の御意見をいただいております。反対の御意見は20件12%、あとはその他でございました。

同じ7ページの下側に賛成、反対の内訳を書いております。賛成のところを御覧いただきますと、放送分野、鉄道分野、船舶分野の方々からは、先ほどのコロナ禍の状況、設備調達の難しさもあり、延ばしていただくことに賛成というふうになってございます。アマチュアの方々も、使っているユーザーの方々からは賛成という御意見をいただいております。

反対のところ、アマチュアの設備を認証している団体などから、それと、無線機を製造または販売している会社の方々から反対の意見をいただいております。反対の意見の中には、これまで新しい規格に対応した方とまだ対応していなかった方、対応していなかった方は、当分の間使えることになるということに対する不公平感があるという御意見でございます。この点につきましては、当分の間、使っていただけますが、それに対しては先ほど申し上げました条件をかけるということ、それと、コロナ禍が収束して、半導体の供給状況も

回復したところ等々の状況を総合的に判断いたしまして、新たな期限設定について検討させていただきたいと考えております。

また、その他の御意見といたしましては、かなり個別の御意見でございますが、アマチュア局や電力のかなり小さい無線設備に対しては、そもそもスプリアスというこの規定がいらなかったのではないかというような御意見などがございます。こちらにつきましても、スプリアスの規定は国際規格に沿っているものでございまして、全ての無線にかかりますという説明を、総務省の考え方を示しているところでございます。

あと、資料といたしましては、9ページ以降に、その意見募集で出てきたコメントを全てつけているところでございます。

以上が説明となります。本件につきまして、御答申いただきましたら速やかに施行に向けて手続を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 布施田課長、御説明ありがとうございました。それでは、委員の先生方、御意見、御質問等ございますでしょうか。

それではまた順番にお聞きしてよろしいでしょうか。兼松会長代理、いかがでしょう。

○兼松代理 ありがとうございます。布施田課長、御説明どうもありがとうございました。

ちょっと幾つかございますんですけども、今御説明ありましたように、パブリックコメントにおきましては、既にちゃんと真面目に切り替えた人もいるわけなので、切り替えてない人との間で不公平感が出るのではないかという意見が見られるわけですけども、この点につきましては、やはり条件を付していると。要するに、ほかに迷惑をかけない限度で使えるんですよということを丁寧に説明をしていく必要があるのではないかと考えておりますので、その点は

ぜひ御留意いただきたいなと思っておりますのと、実際付されている条件としまして、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限りという条件を付されるわけですけれども、これは実際問題として妨害を与えないように旧基準のものを使っていくというのは可能なかどうかというのが、実感としてちょっとよく分からなかったものでお尋ねしたいのと、それからもう一つ、また全然違うんですけども、切替えが遅れているのが実際にコロナのせいですとか、調達できる工場が火災に遭ったとか何かで部品が調達できないということで遅れているということもありますが、結構長い期間、切り替える期間が設定されておりましたので、もうちょっといいだろうということでぎりぎりまで引っ張っていたということもなくはないのかなと思いますので、この辺はどうなんでしょう。実際問題として遅れていた理由として最大のものは何だと考えられるのかということです。これを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○布施田電波政策課長 御指摘ありがとうございます。1つ目の点でございますが、確かに当分の間使用を認めますが、その間については新たな条件を付けさせていただきます。この条件を付けることによりまして、実際にそのような妨害があったときには、速やかに電波を止めていただくことができる規定をしっかりと付けておきたいというように考えております。

あと、2つ目の、実際のところ遅れている状況といたしまして、コロナ禍と部品調達の難しさを挙げさせていただきましたが、御指摘の点、経済的な観点から設備更新がなかなか進まないという状況もあるかと思っております。特に、漁船の組合の方々は、なかなか漁業の設備に対する投資というものが非常に難しくなっている中で設備更新が難しくなっているということは、これまでの再免許時などの機会でも伺っているところでございます。

いずれにいたしましても、当分の間とはいたしますが、新スプリアス規格へ

の移行について引き続き指導していくとともに、コロナ禍と部品調達の状況が改善した段階で、適切な期限設定を改めて検討するということに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。それで今ちょっと気になったんですけども、先ほど、切替えが遅れている陸上移動業務の中に、国の機関があるというふうにお聞きしたんですけども、逆にこの国の機関の方が条件に反したということで無線を止められちゃうとまずいのではないかと思ったので、その辺はどういうふうに調整をしていくのかなと、それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。ちょっと私も説明が足りませんでした。国の機関の方々は、予算で措置している関係もありまして、計画立てて対応していただいております。

現在、先ほど御紹介いたしたとおり、国の機関10万局ぐらい残っているんですけども、あと1年ありまして、その間に移行していく計画を立てられておりまして、それで、国の機関につきましては順調に進んでいくものと私たち想定しているところでございます。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。その点はきっちり進むはずであるというところで理解しました。ありがとうございます。

○日比野会長 続きまして、林委員、いかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。布施田課長、御説明ありがとうございます。

この諮問事項につきましても結構なことであると存じますが、何点か確認させていただきます。

1点目は、本諮問事項によっても、新スプリアス規格を満たさない古い規格で新たに開局したり、増設したりすることができるようになるわけでない、ということの確認と、2点目は、今回の延長にあたって、その理由として、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響「等」とございますが、その部分について、この「等」というのは限定的に解釈されると理解してよいかという点です。後者の点は、コロナ禍や半導体の供給不足というイレギュラーな状況が落ち着けば、ここの要件を満たすのかなと思います。と申しますのも、今後、経済的な理由から、「当分の間」ではなく永遠に旧スプリアス機を使えるようにしてほしいとか、あるいは、「旧スプリアス機による新規開設・増設もできるようにしてほしい」といった要望がもし出てきた場合に、そこまではさすがに無理ですと、きちっと線引きしておくことは、無線局の公平・能率的な利用の観点からも重要ではなかろうかと考えている次第です。

以上でございます。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。まず、1点目の新局開設でございますが、これも私の説明が足りず、失礼いたしました。現在の移行期限の5年前から新局の開設はできなくしてございます。2017年からは、古い規格に基づく新設開設はできなくなっているところでございました。

あと、2点目の、今回考慮しました事情につきまして、コロナの影響等の「等」のところは、確かに限定的に考えてございます。やはりイレギュラーな事態が生じたので対処していくということでございます。それが基本でございます。本当に個々の、ある無線局の局種において個々の個別の事情がある場合には、その局種ごとの検討というのは今後ともあるのかもしれないとは考えてございます。しかし、このイレギュラーな状況が改善した後、つまり、コロナ禍が収まり、半導体の供給が改善した後には、改めて移行期限の検討をしたいと考えているところでございます。

3点目でございますが、当分の間が永遠になるかというところでございますけれども、今申し上げましたとおり、イレギュラーな状況が改善したところで、移行期限の設定をもう一度検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○林委員 はい、承知しました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、長田委員、何かございますでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。今のお二人の先生方の御質問のやり取りで十分理解できました。特にございません。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。笹瀬委員、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 お二人の質問でよく分かりましたが、コロナ禍の影響により部品の供給が滞っているということが分かっているとすると、いつ頃になると解決できるかも予測できると思います。

当面の間というのを聞いた場合に、別にコロナがあろうがなかろうが経済的に苦しい方はいらっしゃるわけで、その点で不公平感を感じると思うんです。つまり、取り替えた方が必ずしも経済的に豊かなわけではなく、かなり無理されてもルールをちゃんと守ろうと思って新しいのに切り替えた方が多いと思うので、不公平感が出ていると思うんです。

ですから、そういう面で、例えば部品の供給というのに関しては、ある程度めどが立った段階で、当面の間というよりも、なるべく早く、部品の供給と書きにくいかもしれませんが、ある程度暫定的にいつまでと延期期間を明記しておいて、そこから先は、個別対応ということもできるかと思います。そういう対応は難しいのでしょうか。

先ほど布施田課長からお話があったように、公共的なところは、予算を組んでおられて実行されており、まだあと1年以上あるわけですね。私はもう一

度読み直しましたが、15年ぐらい前から切り替えするよう言っているんですよ。15年前からは13年間コロナがなかったわけですから、そういう意味では、ずっとほったらかしていた感じがします、予算の問題以外では。例えば、漁業に携わっておられるお年寄りの方が、廃業するかどうするかということも考えて、使えるだけ使おうと思っている方もいらっしゃるかもしれません。そういう意味では、コロナのために延期することになると、不公平と感じる方が多いと思うんです。

ですから、そこで、当面の間でも結構なんですけども、やはり当面の間というのが大体いつ頃かという、ある程度暫定的な設定をしたほうが良いかと思えます。そうしないと、当面の間は、先ほど林先生がお話ししたように無限になるような気もしますし、当面の間が例えば1年なのか3年なのか5年なのか、コロナだから難しいという気もしますが。今は、ワクチンの接種も始まっていますので、あと1年はまだ間に合うので、そういう面では、もう少し待つ手もあるかもしれないと個人的には思います。

不公平感というのは結構大きな問題で、特に正直に切り替えた方が損をするような意識はやっぱりよくないと思います。ルールは守るべきです。ですから、交通違反でもお金がないから払えませんという理由で、罰金を払わなで済むような意識になってしまうとよくないと思いますので、不公平感になるべくないような感じで、多少何か追加の説明を入れるなり、当面の間としての、括弧書きで、例えば1年以内を見直すとするとか、何かそういうのを入れてもらったほうが、個人的には少しいいような気がします。

○布施田電波政策課長 御意見いただきまして、ありがとうございます。確かに、不公平感ところにつきましては慎重に取り組んでいきたいと思えます。

説明、繰り返しになりますけれども、このイレギュラーな状況が収まった段階では、新たな期限設定についての検討をしていきたいと考えてございます。

また、いただいたパブリックコメントの中でも、期限はそもそも撤廃してしまったらどうかとか、先生御指摘のとおり、個別の無線局についての個別の事情を考慮して対応したらどうかというふうに、今後の対応の提案のような御意見もいただいておりますので、それも踏まえながら、イレギュラーな状態が収まった段階で期限設定の検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。

以上です。

○日比野会長 すいません、日比野です。まず、諮問事項に関しましては、コロナウイルス感染症等が与えた影響も考慮してということで、移行期限の延長はやむを得ないというふうに考えますけれども、各委員の皆さんから出たとおり、不公平感があまり大きくなるように、ここから先も丁寧な、しかるべき対応をお願いしたいなということです。

若干確認というか質問ですけど、当面の間としていますが、状況によって期限を明確に定めるようなことがある場合には、この審議会に諮問されるということになるのでしょうか。

もう一つ確認ですけど、もともとITUの国際的な規制改正を受けての動きだと認識しておりますが、海外の状況はざっとどうなのでしょう。日本の対応が特別遅れているということはきっとないと思うんですが、半導体工場の火災は日本独自の話でしたし、こういった対応を取ることで、大げさに言うとITUの中で日本がちょっと浮いてしまうとか、そんな状況にはないということを確認したいと思います。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。1点目の、このイレギュラーな状況が改善した後に新たに期限を設定すると仮定いたしますと、また同じこの無線設備規則の改正になることが想定されますので、そのような場合には、

電波監理審議会の諮問となります。

2点目の、他の国の状況でございますが、全ての国を網羅しているわけではございませんが、基本的にはこのITUの規格をそれぞれの国の国内法に適用している状況でございます。実際、設備の対応状況につきましては、各国厳しくやっているところと、厳しく管理十分できていない国もあるという状況でございます。あと、一般的に、レーダーにつきましては、使っている年数も長いということもありまして、その部分の交換につきましては、各国同じような悩みを持たれているというふうに私のほうでは感じているところであり、各国、そのような状況で対応していると認識しております。

○日比野会長 特別日本の対応が問題になるようなことはあり得ないという話でよろしいですね。

○布施田電波政策課長 はい、そこはないと考えてございます。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

一通り、皆様の御意見、御質問をお聞きしましたが、特に追加であれば。よろしいでしょうか。それでは、諮問第14号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○兼松代理 はい、結構です。

○笹瀬委員 はい、結構です。

○長田委員 賛成です。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。特に異論ないようですので、原案どおり決することいたします。ありがとうございました。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

報告事項（総合通信基盤局）

（１）伝搬障害防止区域の指定状況等

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項、伝搬障害防止区域の指定状況等について、荒木基幹通信室長のほうから説明をお願いいたします。

○荒木基幹通信室長 基幹通信室長の荒木でございます。

それでは、報告説明資料に基づきまして御説明をいたします。

伝搬障害防止区域の指定につきましては、昭和３９年の制度創設当初は電波法における必要的諮問事項となっておりますが、平成５年以降は報告事項となりまして現在に至っております。

表紙をおめくりいただきまして、２ページ目を御覧ください。

制度の概要を御説明いたします。

目的としましては、携帯電話事業者による電気通信事業や、電力会社による電気供給業務など、重要無線通信の確保と土地利用との調整を図ることにより、重要無線通信が突然遮断されるということ防止することとさせていただきます。

区域は、総務大臣が指定をし、電波伝搬路の中心線の両側５０メートルずつ、計１００メートルの幅で指定することとなっております。

指定のイメージは、左下の図のとおりでございます。区域内で一定以上の高さの建物を建築しようとするときは、その建物の建築主から総務大臣に届出をすることが必要となっております。総務省は、その届出を受けて障害のおそれの有無を判定し、障害のおそれがある場合には、免許人と建築主へその旨を通知することとなっており、重要無線通信が突然遮断されないように、当該部分の工事を２年間制限することができることとなっております。その後、免許人

と建築主が協議を行い、ルートの変更や建築計画の変更を行うなど、必要な対策を実施していただいております。

なお、免許人と建築主の双方から申出があった場合には総務大臣があつせんを行うという規定もございますが、過去、平成8年に1件適用になったものがあるのみでございます。

3 ページ目を御覧ください。

真ん中の棒グラフは、ストックベースでの指定区域総数の直近5年間の推移を示しております。現在の指定区域総数は3,515となっており、近年は減少傾向が続いております。

下の表で、年度別、無線通信別の指定区域数を示しておりますけれども、近年の指定区域総数の減少の主な理由といたしましては、電気通信業務の指定区域が無線通信回線の光ファイバー移行による有線化などによりまして多く解除されているということが考えられます。

4 ページ目を御覧ください。

直近5年の中でも令和元年度と2年度の状況を比較いたしました。令和元年度は新規指定が108、解除335となっており、令和2年度は新規指定が90、解除は228となっております。令和元年度と比較して、令和2年度は新規指定が18減少し、解除は107減少しました。

表の中で件数に大きな変動があった2点につきまして補足をいたします。赤字の部分をご覧ください。

まず1点目としまして、電気通信業務の解除件数が令和元年度と比較して96減少している点につきましては、平成29年度以降電気通信事業者が基地局に求められております回線容量の増加に伴いまして、マイクロ固定回線から光ファイバーへの移行を進めておりますが、令和元年度までに移行が集中したため、令和2年度は元年度と比較をして解除件数が減少しております。

次に、2点目としまして、人命・財産の保護、治安維持用の指定件数が30減少している点につきましては、令和元年度に一部の地方公共団体におきまして既設の無線局の伝搬路の見直しが行われ、これまで指定されていなかった伝搬路について一斉に指定の申請が行われ、指定件数が一時的に増加をしたものの、令和2年度は、元年度と比較をして指定件数が減少をしております。

5 ページ目を御覧ください。

高層建築物等の届出件数は、令和元年度は908件となりまして、平成30年度と比較して39.5%の増加となりましたが、令和2年度は704件となりまして、平成30年度とほぼ同じ水準となりました。令和元年度に届出件数が増加した主な理由としましては、新たな携帯電話事業者の基地局の開設のため、鉄塔設置に伴い届出が多くなされたことが考えられます。

また、令和2年度の届出704件のうち、703件は障害のおそれなしと判定されておりますが、残りの1件について障害のおそれありと判定されております。この1件と、令和元年度に障害のおそれありと判定された4件のうちの1件につきましては、現在免許人と建築主が継続して協議を行っているところでございます。

6 ページは関係規定の抜粋ですので、御参考として説明は割愛いたします。

御説明は以上となります。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、本報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。皆様よろしいですか。

兼松代理、よろしいですか。

○兼松代理 大丈夫です。ありがとうございます。

○日比野会長 林委員もよろしいでしょうか。

○林委員 大丈夫でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 私からもございません。

○日比野会長 笹瀬委員、いかがでございましょう。

○笹瀬委員 ここでお話しされているこの重要無線通信というのは、いろいろ書いてある6業務と限定されているんですけども、これが例えば5Gとか6Gになったときに、何か大きく変わることはあるのでしょうか。主にマイクロ波通信のことか、あとは電波だけの話でしょうか。

○荒木基幹通信室長 通信インフラの整備の状況によって重要無線通信が何か増えるということは特段ありません。

以上です。

○笹瀬委員 というのは、今でいうと、5Gとかになると、Massive MIMOみたいな感じになっていて、ビームもある程度振るとか、それから、例えばマイクロ波の向きを多少上向きにして、例えば飛行機とかそういうのをカバーするようなことをいろいろ考えられていますよね。そういうものは、今この重要無線に入らないという理解でよろしいですね。ポイント・ツー・ポイントの直進する伝送路という意味でよろしいですね。

○荒木基幹通信室長 現状は制度の対象となっておりません。

○笹瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。日比野のほうからも特にはございません。

それでは、本報告事項につきましては終了をしたいと思います。荒木室長、ありがとうございました。

○荒木基幹通信室長 ありがとうございました。

(2) 令和2年度5G基地局の開設状況

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項、令和2年度5G基地局の開設状況について、田中移動通信企画官のほうから説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 お世話になっております。移動通信企画官の田中でございます。

それでは、本日2番目の報告事項でございます令和2年度5G基地局の開設状況につきまして御説明いたします。

資料、表紙めくっていただきまして1ページ目を御覧ください。

5G等の展開の取組ということでございまして、総務省で5GをはじめといたしますICTインフラの整備支援とともに利活用促進策を一体的に効果的に実施するために、ICTインフラ地域展開マスタープランというのを公表いたしております。

こちらに示しております表につきましては、昨年、2020年、令和2年の12月25日に総務省が公表いたしましたマスタープラン3.0のロードマップより抜き出してきたものでございます。2020年度中には、いろんな動きがございましたけども、赤く太枠で囲ったところが主に進捗があったところでございます。

まず、5G基地局の整備というところがございますけれども、4G用周波数の5G化ということでございまして、昨年、2020年、令和2年の7月に電波監理審議会に諮問させていただきまして、答申をいただきまして、8月に制度化いたしました。4G等で使っている周波数を5Gとしても使うことができるという制度改正を行いまして、これを受け、KDDI株式会社・沖縄セルラー電話株式会社のグループと、ソフトバンク株式会社から開設計画の変更申請がなされまして、10月に開設計画の変更を認定したものでございます。

その2つ下のところのローカル5Gによるエリア展開の加速でございますけれども、全国キャリア以外の方々での、具体的には地域の企業だとか地方公共

団体といった方々が、自分の土地だとか建物の中で、ニーズに応じて柔軟に5Gのネットワークを構築すること等ができるというローカル5Gの制度につきましては、2019年、令和元年の12月に、まずは28.2から3GHz帯の100MHz幅につきまして免許の制度化を行いまして受付を開始したものでございますけども、昨年、2020年、令和2年の12月18日になりますが、それに4.6から4.9GHz帯といった、従来のミリ波だけじゃなくて、Sub6も含めた1,100MHz幅について周波数帯を拡張いたしまして、受付を開始しましたものでございます。

その一つ下の鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策につきましても、新幹線におきまして、2020年までの対策完了ということでございますけど、残っておりましたのが山形新幹線の6トンネル2キロの区間が残ってございましたけれども、そちらにつきましては、2020年、令和2年の12月15日にトンネルの遮蔽対策が完了いたしまして、営業中の新幹線のトンネルの中では全て携帯電話が使えるようになったというような進捗がございました。

資料を1枚おめくりください。

2ページ目を御覧ください。

全国4つの携帯電話事業者の5G基地局の整備状況でございます。

平成31年の4月、2019年の4月に、当初の5Gの割当てを行いました。その際に付けた条件としまして、2年以内に全ての都道府県において5G高度特定基地局を開設して運用開始することという条件を付けておりましたけれども、いずれの4事業者ともに、本年の3月末までに全都道府県でサービス開始をしております。

また、5G基盤展開率に関しまして見ますと、4社の開設計画を合わせますと、計画上は6.9%だったのですが、実績値を見ますと、それを10%ほど上回る16.5%になりました。

また、表の右側ですけれども、5Gの基地局数に関しまして、4者の開設計画上の開設計画は、足し合わせますと9,043局でございましたけれども、実績値としましては、その2倍を上回る2万1,010局でございました。

ということで、全体的に見ますと目標を上回る進捗が見られているところでございますけれども、ただ、事業者ごとに、あと周波数帯ごとに見ますと、未達のものが出てしまいましたということで、資料を1枚めくっていただきまして、資料の3ページ目を御覧ください。

ソフトバンク株式会社の行います4G等の周波数を5Gで使うというものについてでございますけれども、そちらにつきまして、目標を達成することができなかったということでございますので、6月2日付けで、開設計画の確実な履行を図るという観点から、総合通信基盤局長より、ソフトバンク株式会社に対し文書による行政指導を行っております。今後も、毎月の進捗状況を確認して、きちんと昨年度の不足分を速やかに解消することとともに、主な原因が、単なる工事の遅れだけではなくて、社内の意思疎通だとかガバナンスの問題が大きかったということもありますので、そちらの体制をきちんと整備することについて厳しく指導したものでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 どうぞ。

○笹瀬委員 ソフトバンクは別にして、非常にいい結果になっていると思うんですが、コロナ禍でも、かなり予定よりもはるかに進んでいるというのは、何かそういう理由があったんでしょうか。普通だと、なかなか人員配置が難しいとか、工事が難しくなり、普通なら遅延するような気がするんです。やっぱり

オンライン化というか、そういうものの在宅勤務が増えたとかで、トラフィックが、ニーズが高まっているからこういうことができたという。もしくは、多少、ソフトバンクさんなんかもうかっているはずなのに。ということで、特別な理由があるのでしょうか。

○田中移動通信企画官 笹瀬先生、ありがとうございます。私どもも、新型コロナウイルスのまん延に伴う影響というのは、工事面もそうですし、あと資材とか部材の調達面に関してもかなり難しい問題だなと思っていたんですが、最初の緊急事態宣言のときは、本当にもう大丈夫なんだろうかと思ったんですけども、ただ、年度当初でございまして、その後各社ともに、各社の社内もそうですし、あと工事を担当する外部の会社等もそうですけども、リモートワーク、テレワークの体制を敷いたことによって、結果的には、何とか開設計画の目標を達成することができたというふうに認識しております。

ソフトバンクにおきましては、もともとの平成31年の4月、2019年4月に当初割当てに関するものについては、かなり堅めの保守的な計画だったということから、そちらについては上回るすることができたと。他方で、NR化ですね、4G等周波数を5Gとして使うことができる方につきましては、かなり積極的な目標を立てたということございまして、結果的にはかなり高い目標を立ててしまったことが裏目に出たということで、今回達成できなかったのではないかと考えております。

○笹瀬委員 ありがとうございます。

もう1点、同じ図を見ますと、今年2021年度以降、かなり計画値、それから基地局の展開率も基地局の数もかなり増えていると思うんですけど、これは今まだ始まったばかりですが、もう6月なので、今現状ではかなり順調に進んでいるという理解でよろしいんですか。

○田中移動通信企画官 笹瀬先生、ありがとうございます。かなり順調に進ん

でいると思います。ただ、今年もやはり新型コロナウイルスの変異株のまん延状況等もございませし、各社気をつけないといけないと思っていますのが、昨年度までは、制御用に4Gバンドを使うという、5GでもNSA構成が主流でございましたけれども、各4者とも、今年度からは、制御用も含めて5Gを用いるSA構成でのサービス開始を目標として掲げており、また新たなステージに入ったと思いますので、そこで目標を未達することがないように、私どもも平素から指導監督に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょう。

○林委員 林でございます。よろしゅうございますか。

○日比野会長 はい、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。先ほどの笹瀬先生の御質問とも絡むんですけども、ソフトバンクの件ですが、そもそも開設計画は、有限希少な電波を預かって利用する事業者と国民との間の大事な大事なお約束ですので、その計画に遅延が見られたということは、国民の期待を裏切ることにもつながり、看過できない事象だと存じます。報道によるとソフトバンクは、遅延の理由として、「NR化に伴う作業量の増加」であるとか「緊急事態宣言の影響があった」ことを挙げているようですが、これらの理由は、そもそもソフトバンクに限ったことではありませんし、作業量の増加は開設計画の段階でそういった想定外のことも可能な範囲で見通した上で余裕を持った作業計画を立てておくべきだと思ひまして、この事業者が言っている理由は、言い訳にしか聞こえません。ましてや社内のガバナンスが原因だとすると、これは構造的な問題で、看過できないと思っています。そこで質問ですが、この事業者にだけ当てはまるような、ことさら汲むべき特段の事情は何かあるのでしょうか。

以上でございます。

○田中移動通信企画官 林先生、ありがとうございます。もう先生のおっしゃるとおりでございます、新型コロナウイルスの影響は各社共通でございますし、あとNR化に伴って新たに発生した課題といたしましても、そもそも開設計画をつくったのは自社でございますし、あと同じくKDDI・沖縄セルラー電話のグループはNR化の目標を達成できたわけでございますので、そういう意味では、ソフトバンクに対する今回の事象については、かなり重く受け止めております。なので、私どもも、例えば口頭での指導とかじゃなくて、きちんと文書をもって総合通信基盤局長名で行政指導を行ったと。

その進捗状況につきましては、毎月末で締めて、翌月の7日までにはきちんと報告しろということで行っております。

ソフトバンクに特有の、ソフトバンクだから認められるような遅延理由というのは、正直、見いだせないですし、あと、ガバナンスという話であれば、この携帯電話事業のみならず、他の分野におけるものも共通課題でございますので、そこは今回を機にぜひ改善していただきたいということでございます。

会社の方としましても、もちろん昨年度の未達もそうですし、今年度の進捗、あと来年度の分についても、もう前倒ししてやっていくつもりだということをおっしゃっておりますので、その進捗状況についてはきちんと見て行って、厳正に今後とも対処していきたいと考えております。ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。今回、総務省としましても、文書のいう形で厳しい行政指導がなされ、それが公表されたのは非常に良かったと思います。その文書にございますように、開設計画の必達に向けてしっかり事業者に対して督促していただければと存じます。ありがとうございました。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。あと、兼松会長代理、よろしいですか。

○兼松代理 ありがとうございます。田中企画官、どうも御説明ありがとうございます。

今の笹瀬先生、林先生がおっしゃった点でほとんど尽きておるんですけども、私も、このソフトバンクの報道に関しまして、ちょっと意外の念を持ったんですけども、4Gから5Gの乗換えということでありまして、素人的には、既に基地局の場所とかをある程度確保しているところに5Gのものを乗っけていくというようなことで、新しく5Gを打っていくのと違って、逆に易しいのではないかと素人的には思ったんですけど、なぜそれが遅れてしまったのかと非常に疑問に思っているところがございます。

そして、今ガバナンスというお話ございましたけれども、具体的にそのガバナンスはどういうところが問題でこの遅延になったのかというのを、お差し支えなければ教えていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○田中移動通信企画官 兼松先生、ありがとうございます。

まず、1点目でございます。5GNR化ということで、4G基地局のある場所で開設できるんじゃないかということで、より簡単じゃないかと。私どもも、そうは思っておりました。確かに、場所の選定についてはとても容易です。4Gの基地局があるところで5G基地局の装置を載せていけば足りると。場所の選定だとか建物のオーナーに対する各種交渉、契約事についてはより簡単なんですけども、他方で、3Gとか4Gの基地局が載っている中でさらに5Gの設備を設置するというので、建物の重さ、耐荷重の観点から、当初計画していた建物に5G基地局を設置しようと思ったんですけども、設置できなくなってしまったと。なので、急遽、別の建物を探していかないといけなくなると。ということが多数発生したというふうに聞いています。そのために、工事業者との調整だとか、さらに光ファイバーを使わないといけませんので、そこ

にNTT東西会社との調整が、当初の開設計画で考えていた以上に手間取ってしまったというのが、NR化に伴って時間がかかってしまった要因だというふうに聞いております。

あと、ガバナンスの面ですけれども、これは、企画部門、計画を策定する部門と、実際にその設備を建設する部門、あと実際には外部の建設会社の方に建設していただくのですけれども、それらの相互間の情報交換について不足する点があったという点がガバナンスで欠けた大きな点だと認識しております。

以上です。

○兼松代理 ありがとうございます。今の田中企画官のお話を伺っていると、全体的に非常に見通しが甘かったんじゃないかというふうに言わざるを得ないんですけれども、今回非常に厳しい御指導をなされたということで、引き続き厳しく注視していただきたいなとは思っております。

それで、念のためなんですけれども、今回こういう未達問題が起きたというのはソフトバンクさんだけということで、楽天に関しては特に問題今回は起きなかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○田中移動通信企画官 ありがとうございます。4月の電波監理審議会でも御説明いたしましたけれども、楽天モバイル株式会社につきましては、4G、5Gともに開設計画上の目標を達成しております。

○兼松代理 ありがとうございます。了解いたしました。ありがとうございます。

○日比野会長 あと、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。本当に感想めいてしまうんですけれども、5Gのサービスエリアを各社のマップで見ますと、まだまだなんですよね。しかし、その5Gを銘打ってかなりのプランが売られているわけですので、着々と進めていっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○田中移動通信企画官 長田先生、ありがとうございます。まさにエリアカバー、面的整備という意味ではまだまだだと思います。

他方で、やはり5Gのサービスを受けることできる端末のほうの整備、流通については進んでいるということですので、引き続き5Gの基地局整備が順調に円滑に進むように、今後とも指導監督を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。日比野ですけど、委員の皆さんからいろいろ出ましたのでほとんど同じですが、特に林委員がおっしゃったように、免許取得や電波の割り当てにおいて、この計画値というのは決定的に重要なファクターで、それをベースに貴重な電波を割り振るわけですから、計画値から大きくずれるというのは相当まずい話で、これを繰り返すようだと、本当にシビアなペナルティーが必要なぐらいの話だろうと思います。全く基地局とは関係ないんですけど、ソフトバンクの場合、以前携帯通信の大規模障害とかもありましたし、新規参入組なので多少のハンデは与えないとあれかもしれません。体制を今以上にしっかりと整えて、ここから先やっていただきたいというふうに思いました。よろしくお願いします。

○田中移動通信企画官 日比野先生、ありがとうございます。ソフトバンクは新規参入組といいましても、もう既に楽天モバイルとは違うレベルだと思います。もはや老舗と言ってもいいと思いますので、新規参入組がきちんと計画を遵守できたのに、老舗である御社が守れないなんて恥ずかしいと思わないんですかと、私も声を荒げた場面もございましたので、今後とも、それは私どもが申し上げるまでもなく、会社の方がそれを厳しく認識していただかないといけませんので、今後とも、日々のやり取りを通じて自覚していただくように促してまいります。ありがとうございます。

○日比野会長 オークション制度を取ってない日本として、やはり計画値のリアリティというのは極めて重要だと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

すいません、ありがとうございました。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。田中企画官、ありがとうございました。

○田中移動通信企画官 ありがとうございました。失礼いたします。

○日比野会長 以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局退室)

○日比野会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう御連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会の開催

○日比野会長 では、続きまして、最後の報告事項になりますが、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会の開催につきまして、内藤国際放送推進室長から説明をお願いします。

○内藤国際放送推進室長 情報流通行政局国際放送推進室長の内藤でございます。

お手元でございます資料の情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会の開催について御説明いたします。

表紙めくっていただいた次のページが中身となっております。

こちらは、先週の6月4日の金曜日に発表させていただいた、検討会の開催についてとなります。

背景・目的につきましては、情報通信分野におきましては、放送法もござい
ますけれども、電波法、NTT法等、それぞれの法律の目的にのっとりまして外
資規制が設けられているところがございます。電波監理審議会におかれては既
に御案内のとおりと存じますが、最近放送事業者等におきまして外資規制違反
が過去において生じていたということが判明いたしました。そうしたことを踏
まえて、外資規制の実効性の確保や在り方の見直しというものが喫緊の課
題となっているという認識がございます。

これに加えて、2019年に、外国為替及び外国貿易法が改正されて、
国の安全などを損なう恐れのある投資への対応強化の観点から、対内直接
投資規制の見直しが図られたところがございます。

こうした状況を踏まえつつ、情報通信分野における外資規制の在り方につ
いて検討を行うことを目的とするものでございます。

検討項目といたしましては、外資規制を適用する事業・分野であるとか、そ
の具体的内容、これは直接、間接出資の規制であるとかその割合といったもの
が内容となります。3点目といたしまして担保措置、4点目といたしまして実
効性確保、5点目といたしまして審査体制となっております。

先週の6月3日に、電波監理審議会から勧告及び御要望をいただいております
けれども、勧告にあります、審査体制についての御指摘や、議決権比率を確
認できる書類の提出、外資規制違反が発生した場合に、それを適時適切に把握
するための仕組みの導入であるとか、御要望でいただいております、間接支
配、事情勘案条項、段階的不利益処分等についての検討につきましては、この
検討項目の中に含まれますので、電波監理審議会からの勧告と要望を御紹介し

ながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

構成員につきましては、行政法のお知見がございます山本教授に座長についていただきまして、そのほかにも、今回外国為替及び外国貿易法のお知見をお持ちの方、投資の実務にもお知見のある方にも参加いただいております。第1回の会合につきましては、来週の月曜日の午後から開始する予定でございます。

説明内容は以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。本件につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 結構です、どうぞ。

○笹瀬委員 これ、スケジュール1回目が書いてあるんですけど、大体どれぐらいの頻度で、あとどれぐらいの期間で、こういう検討をされる予定なんですか。お分かりでしたらお知らせください。

○内藤国際放送推進室長 スケジュールの詳細はまだ固め切れておりませんが、今回、外資規制の在り方を見直すに際して当然法改正というものも想定されますので、そういった法改正を実際に行え得るようにするため、年内に一定の方向性をお出しいただくということを、我々からはお願いをしているところでございます。

○笹瀬委員 どうもありがとうございます。

○日比野会長 あと、いかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、どうぞ。

○兼松代理 兼松でございます。室長、どうも御説明ありがとうございます。まだ立ち上がったばかりですので、特に意見というものではないんですけども、引き続き検討状況については適時にお知らせいただければと思ってお

ります。

以上でございます。

○内藤国際放送推進室長 承知いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがですか。

○林委員 特にございません。この検討会の議論の行方に大いに期待しております。よろしく御審議ください。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 同じくでございます。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいですか。日比野ですけど、私のほうからも、兼松会長代理がおっしゃったとおり、今後の検討状況につきましては適時適切な報告をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○内藤国際放送推進室長 承知いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと存じます。ありがとうございますございました。

○内藤国際放送推進室長 ありがとうございます。失礼いたします。

○日比野会長 それでは、以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

○内藤国際放送推進室長 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

(情報流通行政局退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、若干時間オーバーしましたが、本日はこれにて終了ということになります。答申した旨の通知につきましては、所定の手続によりまして、事務局から総務大臣宛て提出をお願いします。

なお、次回開催は、7月14日水曜日、10時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。